

第44号議案

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年6月11日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

地方公務員法(昭和25年法律第261号)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正による会計年度任用職員制度の創設に伴い、給料を支給される職員に対する公務上の災害等に係る補償の補償基礎額に関し、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を
改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施
機関が市長と協議して定める額

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、令和2年4月1日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。